

計画作成年度	平成20年度
計画変更年度	平成22年度
計画主体	相良村

## 相良村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 相良村 産業振興課  
所在地 熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1  
電話番号 0966-35-0211 (直通) 0966-35-1034  
FAX番号 0966-35-0011  
メールアドレス sangyou@vill.sagara.lg.jp

## 目 次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	2
(1) 被害の現状	2
(2) 被害の傾向	2
(3) 被害の軽減目標	4
(4) 従来講じてきた被害防止対策	4
(5) 今後の取組方針	5
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	6
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	6
(2) その他捕獲に関する取組	6
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	6
(4) 許可権限委譲事項	7
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	8
(1) 侵入防止柵の整備計画	8
(2) その他被害防止に関する取組	8
5. 被害防止施策の実施体制に関する事項	8
(1) 被害防止対策協議会に関する事項	8
(2) 関係機関に関する事項	9
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	9
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	9
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	10
7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	10

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、サル、イノシシ、カラス
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	相良村全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害額	被害面積
シカ	稲	226千円	2.13ha
	工芸作物	1,956千円	1.00ha
	森林(杉・桧)	1,344千円	6.18ha
サル	いも類	630千円	0.50ha
	野菜類	205千円	0.29ha
	飼料作物	50千円	0.40ha
	果樹類	119千円	3.00ha
イノシシ	いも類	917千円	0.90ha
	飼料作物	1,125千円	0.20ha
カラス	野菜類	20千円	0.50ha

### (2) 被害の傾向

年度	鳥獣名	品目	被害面積	被害額 (千円)	捕獲数
H20	シカ	稲	2.00ha	185千円	410頭
		工芸作物	1.50ha	1,900千円	
		森林(杉・桧)	5.80ha	1,218千円	
	サル	いも類	0.05ha	180千円	26頭
		野菜類	0.10ha	231千円	
	イノシシ	稲	0.30ha	9千円	16頭
		いも類	0.60ha	64千円	
		果樹類	1.00ha	151千円	
		野菜類	3.00ha	324千円	
		合計		14.35ha	4,262千円

H21	シカ	稲	2.13ha	226千円	612頭
		工芸作物	1.00ha	1,956千円	
		森林(杉・桧)	6.18ha	1,344千円	
	サル	いも類	0.50ha	630千円	53頭
		野菜類	0.29ha	205千円	
		飼料作物	0.40ha	50千円	
果樹類		3.00ha	119千円		
イノシシ	いも類	0.90ha	917千円	2頭	
	飼料作物	0.20ha	1,125千円		
カラス	野菜類	0.50ha	20千円	0頭	
合計			15.1ha	6,592千円	
H22	シカ	稲	2.00ha	465千円	500頭
		工芸作物	1.00ha	600千円	
		森林(杉・桧)	6.30ha	1,560千円	
	サル	いも類	1.60ha	530千円	60頭
		野菜類	0.50ha	200千円	
		飼料作物	2.00ha	500千円	
		果樹類	3.50ha	800千円	
	イノシシ	稲	0.50ha	100千円	30頭
いも類		1.00ha	1,200千円		
野菜類		0.50ha	150千円		
飼料作物		2.00ha	1,000千円		
カラス	野菜類	0.5ha	10千円	0頭	
合計			21.40ha	7,115千円	

① シカ

森林・林業関係では四浦地区及び川辺地区における植栽木への食害やスギ・ヒノキの立木への剥皮被害が発生している。

農産物では水稲、葉タバコへの被害が全地域で発生しており、農林産物への被害は年間を通じて発生している。

② サル

サルによる被害は、四浦地区及び川辺地区でいも類・野菜類・果樹類・飼料作物への被害が年間を通して発生している。村内では5群が確認されており、年々一群ごとの個体数が増えており、それに伴い被害も拡大している。

③ イノシシ

イノシシによる被害は、水稻・いも類・野菜類・飼料用作物への被害が、春期から秋期にかけて村内全域で発生しており、特に収穫期の被害は農家の生産意欲低下等の影響が出ている。また、これまで出沒していなかった地域での被害が発生しており、被害地域が拡大している。

④ カラス

カラスによる被害は、トマトやスイカ等の食害が、収穫時期に四浦地区、川辺地区において発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成 21 年度）		目標値（平成 25 年度）	
	被害額	被害面積	被害額	被害面積
シ カ	3,526 千円	9.31ha	2,115 千円	5.58ha
サ ル	1,004 千円	4.19ha	602 千円	2.51ha
イノシシ	2,042 千円	1.10ha	1,225 千円	0.66ha
カ ラ ス	20 千円	0.5ha	12 千円	0.3ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

① 捕獲等に関する取組

従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>相良村有害鳥獣駆除隊及び相良村猿害対策駆除隊を編成し、シカ・サル・イノシシについては年間を通じて捕獲を実施している。</p> <p>また、サルについては被害状況に応じて年数回捕獲を含めた一斉追い払いを行っている。</p>	<p>年間を通じた捕獲活動の実施によって、シカについては若干固体数が減少したように思われるが、サル・イノシシにおいては増加している。</p> <p>また、農林作物の被害も年々増加しており、効率的な被害防止のためには、侵入防止設備等の設置と駆除隊による捕獲を併せた対策を進める必要がある。</p> <p>駆除隊員数は変わらないが、高齢化が進んでおり若手の人材を育成する必要がある。</p>

② 防護柵の設置等に関する取組

従来講じてきた被害防止対策	課 題
(ア) 有害鳥獣駆除隊による捕獲活動だけでは劇的な効果は見込めないため、被害農家に対して防護柵の有効性を説明し設置を推進した。	防護柵や電気柵の設置は費用や管理の面から設置が進まない状況であるため、各種補助事業を有効活用し被害農家の負担軽減を図ると共に、より効果的な侵入防止柵の設置方法を検討することが必要である。
(イ) 森林の被害対策については、造林関係補助事業等を活用し、森林組合と連携したシカネット設置を推進する。	森林被害の多くがシカによる植栽木の食害や剥皮被害であるが、シカネットを設置する場合、より効果的な資材の選定と、設置方法を検討する必要がある。

(5) 今後の取組方針

本村における平成 21 年度の被害額は 6,592 千円、被害面積は 15.1ha となっている。主な被害としては、シカによる森林被害、イノシシによるいも類・野菜類・果樹類の被害、サルによる果樹類・野菜類の被害、カラスによる野菜類の被害があげられる。

これまで本村では、熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金及び熊本県特定鳥獣適正管理事業補助金を活用した有害獣の捕獲や造林事業補助金を活用したシカネットを設置しており、被害額及び被害面積の拡大を最小限に抑えているが、依然として広域での獣類被害が発生している。

今後は、国・県等の各種補助事業をより有効活用し被害防護施設を普及させ、鳥獣が侵入しにくい環境を整備していき、人と野生鳥獣のすみ分けを明確にしていく。

また、地域住民の被害防止意識を向上させるため、地域勉強会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを地域ぐるみで協力して行う態勢を整える。

今 後 の 計 画	① 地域の意識改革による被害防除体制の確立。 ② 捕獲と防護施設の両面での被害防止対策の推進。 ③ 隣接市町村と連携した一斉捕獲体制の確立。 ④ 捕獲に従事する駆除隊継承者の育成対策の推進。 ⑤ 関係機関と連携した有害鳥獣の生息状況及び生態調査の実施。
-----------------------	--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

相良村有害鳥獣駆除隊	主にシカ、イノシシ、鳥類の捕獲。
相良村猿害対策駆除隊	主にサルの捕獲。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
23年度 ～ 25年度	シカ サル イノシシ カラス	相良村有害鳥獣駆除隊と連携して、捕獲機材（箱わな・囲いわな）を導入すると共に、狩猟免許取得のための費用の一部を補助し、狩猟者の確保・育成を進めていく。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### ① 捕獲計画数等の設定の考え方

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
シカ	600頭	600頭	600頭
サル	60頭	60頭	60頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
カラス	200羽	200羽	200羽

##### (ア) シカ

近年の捕獲活動によりシカの異常繁殖は最小限に抑えているが、森林に多大な被害を及ぼしているため、引き続き被害防止のための捕獲を行う必要がある。その捕獲実績は、平成20年度が300頭、平成21年度が612頭、平成22年度が500頭となっており一定の成果はあげているが、被害は減少していないため、継続して捕獲に取り組む予定である。

捕獲計画数は、熊本県が定める特定計画の目標密度2頭/km<sup>2</sup>を達成するために、平成23年度から平成25年度にかけて合計1,800頭とする。

##### (イ) サル

サルによる果樹類・椎茸・野菜類への食害が多数発生しており、その被害額は多大である。四浦地区及び川辺地区を中心に被害発生予察・捕獲計画を策定し、年間を通じ威嚇と併せて被害軽減のため有害捕獲を行っているが、その捕獲実績は、平成20年度が11頭、平成21年度が53頭、平成22年度が50頭となっている。

本村における野生サルの生息状況は、藤田群・四浦西群・大谷群・北岳群・川辺川群の5つの群れがあり、それぞれの群れの個体数は増加している状況にある。

群れを形成しているサル集団やハナレザルについては、熊本県が定める野生サル対策方針により、威銃による追い払い等の防除対策を前提とし、人とサルの棲み分けを図る。被害が発生した場合は必要に応じて、威銃等の捕獲を行い、被害の軽減を行う。捕獲計画数は、平成23年度から平成25年度にかけて合計180頭とする。

(ウ) イノシシ

イノシシによる果樹類・いも類・野菜類への食害は深刻で、その被害額は多大である。被害防止のための捕獲を行っているが、その捕獲実績は、平成20年度が16頭、平成21年度が2頭、平成22年度が15頭となっている。被害数や目撃情報が増えていることから個体数が増加傾向にあるため、年間を通じて積極的な捕獲を行っていく必要がある。

熊本県が定める特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画に定める保護管理目標を踏まえ、捕獲計画数は、平成23年度から平成25年度にかけて合計150頭とする。

(エ) カラス

カラスによる果樹類・野菜類の食害が年々増えてきており、個体数も増加傾向にある。被害の発生が収穫時期であるため、その期間に合わせた捕獲を実施していく。

② 捕獲等の取組内容

捕獲については、有害鳥獣捕獲許可基準を遵守し、相良村有害鳥獣駆除隊及び相良村猿害対策駆除隊と密に連携を図りながら事故発生の防止や錯誤捕獲の防止に努める

捕獲方法については、銃器及びワナによる捕獲を行う。

シカについては、四浦地区及び川辺地区を中心とし、村内全域を対象に、年間を通じて予察捕獲を行う。

サルについては、四浦地区及び川辺地区を中心に被害発生予察・捕獲計画を策定し、年間を通じ威銃と併せて被害軽減のため有害捕獲を行う。

イノシシについては、四浦地区及び川辺地区を中心に、村内全域を対象に、年間を通じて予察捕獲を行う。

カラスについては、被害農作物の収穫時期に合わせて予察捕獲を行う。



(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
相良村全域	シカ、サル

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

侵入防止柵の整備については、鳥獣被害防止総合対策交付金事業等の各種補助事業や村単独事業を活用しながら、計画的に実施する。

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
シカ	ネット柵 8,000m	ネット柵 3,000m	ネット柵 3,000m
サル	電気柵 2,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m
イノシシ	電気柵 2,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

地域懇談会、現地研修会及び講演会等による普及啓発を図ると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備・放任果樹の除去・追払活動が出来る体制の整備の確立を図る。また、鳥獣が生息しにくい環境を維持するため、耕作放棄地の草払い等を実施する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

① 組織

被害防止対策協議会の名称	相良村鳥獣被害防止対策協議会
--------------	----------------

② 構成

構成機関の名称	役割
相良村産業振興課	○ 事務局の担当及び、協議会に関する連絡・調整。

相良村農業委員会	○ 耕作放棄地に関する情報提供及び有害鳥獣関連情報の提供。
熊本県猟友会人吉支部相良分会	○ 有害鳥獣に関する情報提供。 ○ 駆除隊及び猟友会の相互の連絡調整。
相良村有害鳥獣駆除隊	○ 有害鳥獣に関する情報提供及び捕獲。
相良村猿害対策駆除隊	○ 猿害に関する情報提供及び捕獲。
球磨地域農業協同組合	○ 有害鳥獣に関する情報提供。 ○ 被害防護設備に関する情報提供。
相良村森林組合	○ 有害鳥獣に関する情報提供。 ○ 被害防護設備に関する情報提供。
熊本県農業共済組合球磨支所	○ 有害鳥獣に関する情報提供。 ○ 被害防護設備に関する情報提供。
相良村認定農業者連絡協議会	○ 有害鳥獣に関する情報提供。 ○ 鳥獣被害状況に関する情報提供。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県球磨地域振興局 農林部 森林保全課・農業普及・振興課	○ 必要に応じて協議会に参加し、有害鳥獣に関する情報提供。 ○ 被害防止技術に関する情報提供。
各種生産部会代表	○ 必要に応じ協議会に参加し、有害鳥獣に関する情報、有害鳥獣被害に関する情報及び被害防止に関する情報の交換。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本村では相良村有害鳥獣駆除隊及び相良村猿害対策駆除隊による捕獲を計画的に実施しているが、農作物被害の頻発化によりほぼ通年での活動となっているため、捕獲体制の強化を図るため実施隊の設置を進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村内における農林産物の被害は深刻な問題となっている。また、山間部を中心として高齢化が進み、被害防護施設の設置及び緩衝帯の整備等は、限界集落の多い地域では困難状態である。

しかし、広範囲な被害防止対策を実施するには、集落単位での被害防護柵の設置等を積極的に推進する必要がある。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲現場で速やかに埋設処理を行うこととする。  
また、シカ・イノシシについては、食肉としての利活用を目指す。

## 7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

球磨地域鳥獣害防止対策協議会と連携して、共同での講演会・情報交換会・現地研修会を開催する等、広域的な鳥獣被害防止に関する事業を展開する必要がある。